

第6回 信託の変更、信託を使った暦年贈与

回答：一般社団法人家族信託普及協会

監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、全国の専門家（約1,500名）の会員から様々なご質問が日々寄せられます。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続き」などのご質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらのご質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。

今回は「信託の変更」と「信託を使った暦年贈与」についてです。

Q1

信託契約の内容を将来変更する可能性がある場合、判断能力が喪失した委託者および受益者に代わり、受託者を変更権者としたいのですが、可能でしょうか？

A1 信託の変更について、信託契約書内に別段の定めとして

- ・「受託者と受益者の合意があれば変更できる」
- ・「受託者と受益者と信託監督人の合意があれば変更できる」

と記載されているひな型が多く出回っています。

確かにそのような記載が適切なケースもあるでしょう。しかし、当協会に寄せられる質問の多くは、

受益者（委託者）が意思判断能力を喪失した後であっても、状況に応じ、適切な内容変更は行えるようにしたい

という場合です。前述したよくあるひな型の条文では、こうした要望には応えられません。なぜなら、受益者（委託者）が意思判断能力を喪失してしまっていて

は、合意が成立しないからです。

信託法上は、「信託の目的に反しないこと、および、受益者の利益に適合することが明らかであるとき」には受託者が単独で変更できるとしています（信託法149条2項2号）。よって、信託契約書上に、別段の定めを記載しなければ、信託法の定めによって受託者の判断で変更は可能です。

しかし、当該変更が本当に「信託の目的に反していないか」、「受益者の利益に適合しているか」を受託者単独の判断のみで行うことはリスクがあります。

そこで、中立の第三者である信託監督人等を登場させて、「信託監督人の了解を得て」という文言を付しておくことは一考の余地があります。

Q2

相続税対策として、委託者が意思判断能力を喪失した後であっても、相続人に対する暦年贈与を継続したいというニーズがあります。受託者の権限に委託者の意思に従い暦年贈与する旨の記載を行うことは可能ですか？

A 2 まず、受託者が信託財産の処分権限を持っていたとしても、そこでいう「処分」とはあくまで受益者（委託者）の利益に寄与する処分行為でなければなりません。そう考えると、信託財産を第三者に贈与する行為は、すなわち「信託財産を毀損する行為＝受益者に損害をもたらす行為」にほかならず、「受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。」（信託法第30条）という「忠実義務」に反することになります。

また、そもそも、受託者は民法上の「贈与」行為の主体（贈与者）になり得るのかという問題もありますので、信託契約書の中で、信託目的や受託者の権限として、「配偶者や子、孫に暦年贈与する」旨の記載があったとしても、受益者以外の者に無償で財産を渡すことはできないと考えるべきです。

信託組成の主たる目的が「贈与」になる場合は、“連年贈与による一括課税”とみなされるリスクもありますので、お客様のニーズがあるからといって安易にそのような条文を作成することは避けるべきと考えます。

Q 3

信託法の定め範囲内で、「暦年贈与」を実現するための方法はありますか？

A 3 前述したとおり、単純に「配偶者や子、孫に暦年贈与する」と記載したのでは、受託者の忠実義務に反するだけでなく、税務上“連年贈与”とみなされるリスクがあります。お客様がそうした

リスクを理解されたうえで、それでも実施したいというのであれば別ですが、専門職として「できます」と断言することは避けてください。

では、全く方法はないのかというと、そうではありません。「実質的に暦年贈与と同じ効果」をもたらす手法として、「受益者変更権を行使した信託スキーム」という方法があります。当初受益者の持つ受益権を暦年で他の受益者に少しずつ変更していくという手法です。ただし、この手法はいわば上級レベルの手法で、設定も運用も簡単ではありません。さらに税務上のリスクが全くないかと聞かれれば、そうした行為が「何のために行うのか」という信託目的との整合性が明らかでない限り、リスクはあるとしか申し上げようがありません。

「暦年贈与をしたい＝相続税対策をしたい」というニーズで信託組成にかかわることは、お客様にとっても専門家にとってもリスクがあることを忘れてはなりません。

※一般社団法人家族信託普及協会では、家族信託の組成に携わる専門家の方々のサポートを行っております。協会へのお問合せやご質問は、

- 協会正会員の方
⇒会員ページ内の「問合せ相談」フォームよりお問い合わせください。
- 協会会員でない方
⇒協会ホームページの「お問合せ」よりお問い合わせください。

※ご質問いただいてから回答までは1週間程度のお時間をいただきます。

※協会にお問合せをいただきましても、個別具体的なご相談に関して回答はできません。よってこの場合は一般論の範囲での回答とさせていただきます。（コーディネーター、専門士サポートサービスは除く）